熊本県ボート協会規約

第１章　総　則

（名称）

第１条　 本会は、熊本県ボート協会と称する。

第２条　 本会は、事務局を菊池市斑蛇口湖艇庫に置く。

第２章　目的および事業

（目的）

第３条　本会は、熊本県内のボート競技の普及、技術の向上発展、体力の増進スポーツ精神の育成および会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）　熊本県選手権大会ならびに各種競漕会の開催。

（２）　熊本県代表選手の選定派遣。

（３）　ボート競技に関する調査、研究、指導、強化ならびに普及啓発。

（４）　ボートコースの開発、拡充に関する指導、助言および協力。

（５）　競技および指導に関する表彰。

（６）　その他、本会の目的達成に必要な事項。

第３章　会　員

（組織）

第５条　本会の会員は、職域、地域、学校のボート部ならびにボート競技の普及、発達を目的とするクラブやその他本会の趣旨に賛同するものを以って組織する。

第６条　本会会員は、会費を納入しなければならない。

（加盟および脱退・除名）

第７条　本会の加盟および脱退・除名は、理事長がこれを受け理事会の過半数の同意を経なければならない。

第4章　役　員

（役員）

第８条　本会に、次の役員を置く。

会　長　　　１名
副会長　　　若干名
理事長　　　１名
副理事長　　若干名
常任理事　　若干名
理　事　　　若干名
事務局長　　１名
監　事　　　２名

前項に定めるほかに理事会の推挙により、名誉会長、名誉顧問、顧問、参与等の準役員を置くことができる。

（役員の選任等）

第９条　（１）会長および副会長は、理事会において選任する。
（２）理事は加盟団体の代表者および本会会員相互で適当と認めた者を会長が委嘱する。
（３）理事長、副理事長、常任理事は理事の互選で決定する。
（４）監事は理事会で選出する。
いずれも総会で承認を得る。

（役員の職務）

第１０条（１）会長は本会を代表し、会務を総理する。
（２）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたとき、その職務を代行する。
（３）会長・副会長ともに事故あるとき、または欠けたときは、理事長がその職務を代行する。
（４）理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
（５）理事長は、理事会を代表してその議長となり、理事会の決定事項を執行する。
（６）副理事長は、理事長を補佐し、会務を執行する。

（監事の職務）

第１１条（１）監事は、本会の会計を監査する。
（２）監事は、理事会の業務執行の状況の監査も行う。万一不整の事実を発見したときは、速やかに理事会に報告すること。

（役員の任期）
第１２条（１）本会の役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。
（２）補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残存期間とする。
（３）役員は、辞任または任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第5章　会　議

（会議の種類）
第１３条　本会の会議は、会員総会および理事会とする。
（会議の招集等）
第１４条（１）総会は定時総会と臨時総会の２種とし、いずれも会長がこれを招集する。ただし臨時総会は会長が必要と認めたとき、もしくは会員の３分の１以上から会議に付すべき事項を示して臨時総会の招集を請求されたときに、その請求があった日から２週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
（２）理事会は、会長がこれを招集し、全役員をもって構成する。
（３）会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議の事項を記載した書面を以って、あらかじめ通知しなければならない。
（４）会長は、緊急に重要事項を審議する必要が生じたときに限り、上記とは別に、常任理事会を招集し、審議、執行することができる。ただしその事項は速やかに理事会に報告し、承認を受けなければならない。
（会議の定足数等）
第１５条（１）定時総会および理事会は、各構成員の過半数の出席（委任状を含む）を必要とする。
（２）議事は、出席者の過半数を以って決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。
（議決事項）
第１６条　理事会は、次の項目について審議し議決した後、総会にこれを諮り承認を受けなければならない。
（１）事業報告および収支決算に関すること。
（２）事業計画および予算に関すること。

（３）会費、出漕料の額および負担の方法。
（４）役員の選任
（５）規約の変更
（６）その他必要と認められる事項

第６章　会計

（財産等）

第１７条　会計者は、会長が理事の中から委嘱し、善意の下に会計事務を司る。

第１８条　本会の財産は、次に掲げるものを以ってこれに充てる。

（１）　会費
（２）　出漕料
（３）　助成金（補助金）
（４）　寄付金
（５）　事業収入
（６）　財産から生じる果実
（７）　その他の収入

（会計年度）

第１９条　本会の会計年度は、毎年３月１日に始まり、翌年２月末日に終わる。

第７章　付則

１．　協会の設立は昭和３４年３月１５日。
２．　本規約は、昭和３４年３月１５日から施行する。
３．　本規約は、平成　３年３月１６日から施行する。
４．　本規約は、平成１０年５月１３日から施行する。
５．　本規約は、平成１３年３月４日から施行する。
６．　本規約は、平成１４年３月３日から施行する。
７．　本規約は、平成１７年３月６日から施行する。
８．　本規約は、平成１７年３月１２日から施行する。